

平成 24 年 6 月 20 日

沖縄電力株式会社

平成 20 年料金改定における電気料金原価の配分誤りについて

今回、現行の電気料金単価を算定した平成 20 年料金改定(平成 20 年 9 月実施)における電気料金原価の配分に誤りがあることが判明しましたので、お知らせいたします。

電気料金単価につきましては、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価 1, 589 億円を、特別高圧、高圧、低圧の供給電圧に応じて配分することにより算定しておりますが、その際に一部の配分を誤ったことにより、供給電圧別の原価に対して、最大で 3 万 2 千円の差が生じることになったものです。

当社としましては、このような誤りがあったことを深くお詫び申し上げますとともに、今後、同様の事象が発生しないよう再発防止に努めてまいります。

なお、今回の誤りによる電気供給約款等の電気料金単価への影響はないことから、お客さまの電気料金に係る精算はございません。

詳細については、添付資料のとおりです。

添付資料：平成 20 年料金改定における電気料金原価の配分誤りについて

以上

平成 20 年料金改定における電気料金原価の配分誤りについて

電気供給約款等における電気料金単価は、経済産業省令である一般電気事業供給約款料金算定規則等（以下、料金算定規則等）や、経済産業省の通達に基づいて算定いたします。

具体的には、電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価等を算定し、これを定められた方法により配分することで、電気料金単価を算定いたします。

今回、現行の電気料金単価を算定した平成 20 年料金改定（平成 20 年 9 月実施）における原価等の配分内容について再チェックしたところ、原価等を構成する項目の一つである、電気事業雑収益^(注1)の一部について、経済産業省の通達と異なる配分方法により算定していることが判明いたしました。

(注 1) 電気事業雑収益・電気料金以外で得られる収益のことで、電気料金の算定に当たっては、この額を原価等から控除します。

1. 誤りの内容

電気事業雑収益のうち、アンシラリーサービス料金^(注2)については、経済産業省の通達により、特別高圧に係る原価等から控除することになっております。

しかし、当社は、当該通達によらず、料金算定規則等の規定に基づき、特別高圧に係る原価等だけでなく、全体から控除しておりました。

(注 2) アンシラリーサービス料金 ・自由化部門のお客さまが発電設備を系統連系した際に、当社が提供する周波数制御等にかかるサービスに対する料金

2. 原因

当該通達が出された平成12年以降、その後の4回の料金改定においては、当社においてはアンシラリーサービス料金の実績が発生しておらず、原価等への織り込みがなかったため、当該通達に基づく原価等の配分を行う事例がございませんでした。

しかし、平成20年の料金改定において初めて、アンシラリーサービス料金の実績が発生し、計算プログラムの修正が必要となっておりますが、これを失念していたものです。

3. 単価への影響

原価等の配分において、当該通達に基づいた場合の算定結果と、当社が平成20年料金改定において行った算定結果の原価に与える影響額は最大で3万2千円であり、電気料金の単価に与える影響は、単価設定の最小単位である0.01円に満たないため、電気供給約款等の料金単価に影響を与えないことを確認しております。

従いまして、お客さまの電気料金等の精算はございません。

【電気料金における単価影響】

	販売電力量 (千 kWh)	誤りを修正した 場合の原価影響額 (千円)	単価影響 (円/kWh)
電灯・低圧供給の場合	3,511,145	21	0.000006
高圧供給の場合	2,869,522	11	0.000004
特別高圧供給の場合	1,135,063	▲32	▲0.000028
計	7,515,730	—	—

4. 再発防止策

次の施策を実施することで、再発を防止いたします。

- ・アンシラリーサービス料金に係る原価配分の計算プログラムを修正いたしました。
- ・原価配分に係る業務マニュアルにおいて、当該通達の内容を明記いたしました。
- ・原価配分の計算結果を担当者間で相互チェックする等、チェック体制の強化を図ります。

以上